

制限付一般競争入札地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）（第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札を言う。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

米子市皆生市民プール  
館長 長尾 勝

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称

米子市皆生市民プールの清掃業務 一式

### (2) 入札案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

本件入札は、令和8年度から令和12年度までの米子市皆生市民プールの管理運営に関する米子市との協定書（以下、協定書という。）の成立を前提に、開始前準備行為として行うものであり、令和8年3月31日以前は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を決定し、その者に対して最低価格者である旨を連絡するだけに留めるものとする。

協定書が成立した場合には、令和8年4月1日付けで本件入札による落札者の決定と契約の締結を行うものとする。ただし、協定が成立しなかった場合には、本件入札にかかる契約を行うことはできない。この場合、本件入札等に要した全ての費用について当会に請求することはできず、本件入札参加者の負担となるものとする。

### (4) 業務委託場所

鳥取県米子市皆生温泉3丁目18番3号 米子市皆生市民プール

### (5) 入札書の記載方法等

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「建物等の保守管理」の「建築物内部清掃及び建築物外部清掃」に登録されているものであること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20条）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けているものであること。
- (7) 令和元年以降に、公的機関の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を5件以上有するものであること。

## 3 契約担当部署

米子市皆生市民プール 契約担当 本田貴志

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する問合せ先

〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉3丁目18番3号

米子市皆生市民プール 担当 本田

電話 0859-34-6750

電子メール admin@kaikepool.net

ホームページ <https://kaikepool.net>

### (2) 入札説明書の交付方法

令和8年2月24日（火）から3月10日（火）までの間に米子市皆生市民プールホ

ームページ (<https://kaikepool.net>) から入手すること。

(3) 郵便等による入札

認めない

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月26日(木) 午後 1 時 即時開札

イ 場所

鳥取県米子市皆生温泉3丁目18番3号

米子市皆生市民プール 研修室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出資料」という。)を、4の(1)の場所に令和8年3月13日(金)午後5時までに郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵便等による送付の場合においても提出期間及び時間内に必着すること。なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。(鳥取県会計規則鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第123条第3項第2号該当。)

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語日本語、通貨及び時刻、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなか

った者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の可否等

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。